

出陣影の研究上

——地藏院本は足利義尚像なること——

谷 信 一

- 一 序
- 二 仁山像の寫照性
- 三 遺品と畫譜上の傳仁山像
- 四 文獻上の仁山像
- 五 地藏院本
- 六 守屋家本
- 七 其他の出陣影
- 八 馬圖
- 九 出陣影の背景
- 十 結語

一 序

鎌倉時代初頭の製作であつて、而かも隆信筆なることを肯定してよいと思はれるかの神護寺の頼朝と重盛との兩畫像は、品質的にも様式的にも、わが寫照畫史上に於いて最高位を占めるものである。しばらく、これを武家肖像畫としての範圍内で考へるときには、この強裝束で靜坐する服飾と姿態とによる形式の描寫は、これ以後の武家肖像畫として最も優勢な一表現形式として傳承されてゆくものである。

ところが、禪宗の傳來と、その禪宗と武家との結合によつて、こ

こに鎌倉中期以後からは、頂相形式の武家肖像——廣義の法體像の一種で、禪宗以外の他宗の法體像も少量は行はれてはゐる——が産出されるに至つて、これは、さきの束帶像と共に、武家肖像畫の二大形式をなしてゐるものである。

この束帶像とは、單に束帶といふ朝服の服飾から分類した一形式であるからして、それに對しては、狩衣、水干、直垂、或は素襖などの、夫々の服制に應じてその形式差異を建ててよいわけである。しかし、中世を通じて、武家は勿論、公家にあつても僧家に於いても、日常生活に即した服飾による描寫なるものは、肖像畫史上に於いてはあり得ないのが原則であつて、何等かの意味で正裝としての姿態のみが對象となり得るのである。また加ふるに、夫々の時代を前提とすれば、武家の各種の服飾は當該時代の正裝的地位にあつたからこそ、夫々の服飾による描寫が生れたのである。随つて、直垂や素襖が武家の正裝であつて、しかも朝服としての待遇をもち得な

かつたにしても、それは朝服たる束帯像が正装であるといふ意味では、各々共通した性質を有してゐるものである。であるから、便宜上、この各種類を束帯像を頭として同じ系列に於いて取扱つて、すべてを俗體像としての概念下に置いてよいであらう。

このことは、何れの階級を問はず肖像畫全般に通ずるものであるが、さて武家肖像畫は、この俗體と法體との二態に大別せられる。

それが室町時代に降つて肖像畫の盛行、即ち像主の階級の普遍化(國華四六ノ四・五、拙稿「室町時代に於ける肖像畫の製作過程」參看)するに及んで、この中間的な一形式を生むに到つた。半僧半俗の體である。これは背景的には、禪宗の武家階級に對する生活化的侵潤であるが、繪畫史的な自律性から言へば、前述の法俗二體の進展に伴ふ中間的な所産であると説いてよいであらう。

凡そ武家肖像畫の分類上では、この三形式以外の何れにも出づることはできないやうである。こゝに武家像といふのは、その像主が本質的に武家階級であるといふ階級的屬性から言つてゐるのであつて、その意味では、この三形式による諸像が武家像であるといふことを理解するためには、視覺以前の、即ち畫像の表現以外の知識的な補助を必要としてゐるわけである。むしろ武家像の多くは、像主が武家であることを象徴し或は明示するべき積極的な客觀的條件に乏しい描寫形式であると言へる。

換言すれば、それは公家或は僧家の一般肖像畫の表現形式に包攝されるべきものであるが、それはまた、武家の政治的社會的地位の

問題からかくあるべき必然の理由があるとみられる。しかし、公家に對立する武家として、階級的描寫と環境的表現とを完行する充分のものは、換言すれば武人的な性格を基本とする武家的表現といふ方向に於いて、最も充足したる究極の形式のものを考へることができし、且又、それが所産されてゐる。

これは俗體の一種類にはすぎないが、とにかく、その形式こそは、いはゆる甲冑像、題記の出陣影に他ならない。

二 仁山像の寫照性

この出陣影と目される遺品は、仁山像と傳稱されてゐるものが最も時代的に早期のものであるといふことと、その傳仁山像が種々の疑問の中に置かれてゐるといふことのために、まづ最初に仁山像から考察し而かもそれを以て本稿の中心にしたいと思ふ。

中世の公武各家には對看寫照された肖像——木と繪とを問はず——が必ずあるべきものである。その製作の動機は宗教儀式的と記念的との二側面にあるが、その肖像の傳存方法は殆んど宗教的立場からなされてゐるものである。

夫々の各家と檀越的な寺院とは先祖以來の代々の像があり、況んや社會の最高階級に位する家柄には、それが絶對的な必需品であつたとも言へる。平家一門の肖像があつたり(筑紫道記)、或は足利義尙が

歴代の御宸影を拜觀したり(お湯どの上日記、文明十七・五・廿六)、或は近衛家代々の畫

像を徵したりすることは(後法興院政家記、文明十四・十二・廿七)、右の如く歴代の影が完

備してゐることと共に、その畫像の用途をも暗示するものであると
も言へる。また足利將軍家に於いても、夫々の寺院に歴代影が寄進

されてゐたり或は散在してゐたりすることは、遺品からも、文獻か
らみても、一々を論證する必要のないほどに、常識的な事實である。

隨つて、仁山像の最も確實な對看寫照畫も製られてゐることは明ら
かであるのであるが、こゝでは仁山像が漸やく歴史的なものに入ら
んとする時期に於けるその存在の確證を述べておかねばならぬ必要
がある。

仁山は正平十三年(二〇)に歿するが、その十三年前に、既にその
壽像が神護寺に直義によつて寄進されてをり、また歿後、それに近

き時に於いて、その肖像を刻むことを建仁寺中巖圓月が記し、或は
足利家歴代の遺骨を分納する高野山に、その眞影一鋪を義詮が寄進
したりしてゐる。(註四)

この肖像は仁山の肖像として、成立條件から言つて最も確實なも
のであると言へる。而して、このことは、次章以下に述べんとする
仁山像或は傳仁山像そのものを説くために、何等かの關係を持たす
ために説くのではない。それ等とは全く切離しての問題として、仁
山歿後に於いてその像を製作する時に當つては、かゝる確實な先行
像があることによつて、その場合の原本的な役目を果し得るもので
あり、それ故に、後の傳播像に於いても、ある程度の仁山としての

相似性が必ず保持せられてゐるべきものであることを言ひたいがた
めに、このことを前以て述べておくのであつて、やがてはこのこと
は相當に重要な問題を呈起し、また困難な課題を解決するに足る鍵
となるものである。

註一 仁山像といふよりは、矢張り本名を以て呼ぶべきであらうが、こゝでは彼だけ
を便宜上、その法號を以て呼ぶことにする。

註二 「禁裏文書」 神護寺

夫高尾山神護寺者、起從八幡大菩薩之神願、既爲和氣清麻呂之開基、爾降弘仁往昔
弘法大師始開密宗、文治叢時文學上人再興廢跡、可謂神明感應之靈地、佛法久住之
仁祠矣、就中當家特有因、累代專奉歸敬、是以施入阿舍經、內一軸爲常住持經、此
經典者權者眞蹟之由、或人口傳之故也、加之、圖征夷將軍并予影像、以安置之、爲
結良緣於此場、令知信心於末葉也、伏冀伽藍不動遙及龍華之三會、法水無窮普潤蜻
洲之諸州、現當所願悉皆圓成、于時康永乙酉年孟夏二十三日記之(四年)

從三位左兵衛督兼相模守源朝臣直義(花押)

于時元龜二年三月四日以自筆寫之畢

註三 「東海一瀛集」 等持寺殿安座大祥忌刻肖像

註四 「藤原軒日錄」 長享三・五・十二

先公眞影一鋪所寫遣當山也、安置當寺、任代々先例、可被致永代不闕之追福之狀如
件

延文四年四月廿二日 左中將御判實院院殿

高野山安養院長老

三 遺品と畫譜上の仁山像

仁山の肖像と言はれて傳はるものは、最近までどの位遺つてゐた
ものであるかといふに、集古十種は木像四種と畫像三種とを記載し、

考古畫譜は畫像六種を收めてゐる。ところで、前者の畫像は後者と

同一本を指してゐるものであるからして、考古畫譜の六種を以て近代に至るまでの代表的博識家の知識とみなしてよいであらう。

その形式は俗體と法體との二様であるが、松浦家本は俗體中の束帶影であり、加州家本は像容不詳であるから省略するとして、残りの四種を掲げるに、

1 狩野家本

眞頼曰、原本絹、飛驒守惟久と、養朴宮書付あり、摹本淺草文庫にあり、甲冑を著し、馬上にて、左手に弓を持てる像なり

2 稲葉家本

紙本、畫工詳ならず、摹本淺草文庫にあり、眞頼曰、甲冑を著し、白馬にのりて、弓を持てる像なり、畫上に題して、從一位贈左大臣征夷大將軍源朝臣尊氏卿、延文三年の文あり、この像、飛驒守惟久が畫けりといふものと甚似たり

3 或家本

眞頼曰、尊氏甲を著し、冑を著せず、馬上にて、右手に太刀を抜き持ちたる像なり

4 地藏院本

眞頼曰、尊氏直垂を著し、馬上にあり、喉輪及脇楯を著せる圖なり、摹本淺草文庫にあり、摹本に記して云はく、或人云、土佐家の手控を見るに、熱田神前の繪馬の由、筆者光信といふ、今地藏院の掛ものとなる、と見えたり

これに加ふるに、現在に於ける遺作としては、上記の地藏院本の他に、守屋家と長母寺との二本と二三の摸本類であらう。

5 守屋家本

谷曰、上述の或家本と同様の像容で、畫上に義詮と傳へられる花押あり

6 長母寺本

谷曰、上述の地藏院本と全く同じ像容で、畫上に「夢窓國師對尊氏將軍教訓十三箇條」の文言がある

いま、これらを一應すべて仁山像と假定して、その像容の形式はとみれば、馬上に甲冑を著し弓を持つ姿態と、甲冑を著せず鎧直垂で馬上に弓をもつ姿態と、馬上に鎧を著し甲を戴かないで太刀を抜き持った姿態、との三種に判けられる。而して、これらのものを、圖様を中心として類似したものと思はれるものを系統附けるならば——遺作以外の言葉で現はされたものは甚だ不正確ではあるが、大體は推定しておいて差支へない——

狩野家本様——稲葉本

地藏院本様——長母寺本

守屋家本様——或家本（及び光吉朝臣寫本等）

（註 この或家本と言はれてゐるものが、現在の守屋家本そのものではないかと愚考するのであるが、守屋家本の入架傳來の由来をたづねたなら、少しは見當がつくかも知れない。）

右の三系統、といふと發展史的な言葉に響くかも知れないが、とにかく、記録と遺作との仁山及傳仁山の出陣影なるものは、この三様より他には、今の私には求め難いことになるのである。

尙ついでに、仁山の俗體像關係に就いては、當分の間、論ずる意志がないから、この機會に、その中の主なる史料を附加して、併せて本稿の補助ともしたい。

〔滿濟准后日記〕 應永卅五・正・廿四

次御影木事、於被安置等持院御影ハ御俗體可宜敷、又可爲御法體敷云々
○中、於卽座奈良佛師ニ當院ニ院主申付了

〔滿濟准后日記〕 應永卅五・二・十三

參等持院、故鹿苑院殿俗形御影、白嵯峨陽泰院、如元奉返渡等持院也、
此事先日内々被仰談管領以下、予又列此席承了、此儀尤可宜由申入キ、
等持院寶篋院兩御代、既以俗形御影也、鹿苑院殿御一所御法體御影不得
其意キ、今夕入等

〔看聞御記〕 嘉吉元・三・廿三

次六條殿參○中 近所圓壽寺ト申、我前祖ニ高氏と云物建立寺也、金佛と
號、可被御覽之由申之間則參六條殿 近所 金銅三尊御座、中尊大日如來、脇
二尊尺迦阿彌陀也、頗大佛也、其傍願主高氏有影像、御堂も雖半作よき
堂也、初拜見令隨喜

〔蔭涼軒日録〕 文明十九・五・廿五

於禪昌院、小魯西堂語云、山科之竹ガハナト云在所ニ地藏寺ト云寺アリ、
其寺尊氏將軍之木像アリ、根本東岩藏安置之、亂中ニ彼岩藏滅却之刻、
山科地下人拾之來、安置地藏寺云々、尊氏之御骨等亦相副在之云々

〔梅花無盡藏〕 清見寺○中

寺厄兵火、唯殘礎、小板屋安開山像、（開聖上人） 敗塔安祖度尊氏像、傳聞、亂前有
山開、門揭潮音額

其他に、等持院に於ける足利家歴代の畫像や木像としての仁山像に就い
ての記事、例へば蔭涼軒日録文明十九・正・廿四、同五・廿五、同七・
十五、鹿苑日録明應八・八・廿四、天文十九・七・十三等の如きを數ふ
れば多くなるが、何れも特殊な記述内容をもたないから省略する。

〔知覺普明國師語録〕 等持院殿征夷大將軍仁山大居士
掃洗煙塵大樹風、皇家柱礎佛梁棟、三尺劔坐乾坤、一卷書與鬼神通、致
君堯舜上、濟民塗炭中、賢々志氣、將々威雄

なほ次の記録は注目に値すると思ふ。

〔足利三將軍木像梟首始末〕

第一 三條河原へ梟首罪狀書寫

一	逆賊足利尊氏
一	同 義詮
一	同 義滿

正名分之今日ニ至リ、鎌倉以來之逆臣一々遂吟味可致誅戮之處、此三賊
巨魁たるによりて、先其醜像へ加誅者也、
二月廿三日

(首)	初代 尊氏
(首)	二代 義詮
(首)	三代 義滿

右者、京都北野等持院に、足利家十五代之位牌納め有之、其中尊氏より
三代迄は、木像御座候處、右寺中へ何者か忍入、木像之首を打刎申候處、
翌朝三條河原へ梟首に相成申候、木像之獄門と申者古今稀成事に御座候
第二 十五代罪狀書寫

(右の浪士六人が奉行所より諸家に引渡されるに至る罪狀始末なり)

四 文獻上の仁山像

上に言つたこれらの傳仁山像は、何れも仁山像であることを認定
したわけではなく、たゞ假定しておいただけである。そこで、この
問題を一應こゝで打切つて、筋を改めて、室町時代に於いての仁山
の出陣影はどんなものであり、どういふものがその本様と認められ
てゐたかの問題に筆を進めてみたい。

第二章で、仁山歿直後にその木繪兩像があつたことを記したが、其後に於いて仁山像で而かも出陣影が、如何に傳存されてきてゐるか。この問題はそれ自身では仁山出陣影の種類の考究であると共に、他面に於いては、出陣影なる形式が、像主仁山以外のものまでも、仁山に歸屬せしめられてゆくべき経路を示唆するものであつて、やがて後章に於ける遺品そのものの整理への私説の一基礎付けともなるべきものである。

等持院本 太極正易の『碧山日録』(寛正三・八)に、

等持寺主細川讚州之守叔父也、諱稽、號原古^{○中}赴於等持、與原古相會、又趙關在其座、揖茶爲禮、粗約相過、以嘗道腹也、原古命其下、出將軍尊氏甲冑之像、朝衣之像、蓋知欲余之宿見之也、又掛地獄變相、皆山門重鎮也、遂開寶殿、見尊氏命工所刻六十萬躰地藏、又入講堂、見釋尊自出胎入般涅槃之諸行像也、日既落矣、辭西翁而退

太極正易(時に四)が等持寺に原古志稽(時に六)を訪ねた時に見せられた同寺本の仁山甲冑像をまづ最初に掲げねばならない。

これはまた數年後の『蔭涼軒日録』(文正元・十六)に、
奉報等持寺御成之事也、御成、先入佛殿御燒香^{○中}等持院殿御出陣御尊像被御覽、尤其筆被美之

とあるところのもので、この義政が拜禮してその筆跡を賞美したる出陣影は、また上述の等持院本のものであらう。

次いで、『鹿苑日録』(長享元年)に、

八月廿六日 種玉庵主宗祇、先是携一貫文來、蓋賀予入寺也、今日招之喫

齋、呼景蒲睦首常□陪食、齋罷、欲奉觀等持大將軍甲冑肖像、同和歌之影、掛于壁間、予燒香諷經、竊祈祝當家武運長久也
十二月七日 今日往江州鈎之御陣、明日早晨備于將軍膳、予分之與梅叔食之、齋前正宗來、宗侍者相從^{○中}使正宗拜等持相公甲冑像

(註、景徐周麟が江州鈎之陣に行き將軍膳を備へたりとすることは義尙のためであつて、後述の地藏院本の説明と少しく關係してくる。)

とある。この日乗が景徐周麟の『等持日件録』であるからして、ここに現はれる仁山甲冑像も亦、上述の等持院本を指すものとみてよいであらう。

また『蔭涼軒日録』(文明十七年九月)に、

七日 西相府以伊勢次郎左衛門尉有命曰、等持院殿甲冑御影可被供 上覽、答曰、今日暮矣、明日可供 上覽、乃命等持院
八日 自等持寺、甲冑御影並和歌贊御影來、乃以惊子獻之、西府二階堂殿渡之^{○中}等持院殿御影二幅、西相公御一覽而被還之、乃以惊子返新命春陽西堂

とある如くに、等持寺から借覽してゐるものも、勿論、前述のものと同一本であると推定しなければならない。

『鹿苑日録』(明應八・廿三)に、

持北等持所送來之仁山相公百年忌慈雲和尚陞座法語二軸、東岳和尚拈香一軸并仁山牌位、以詣公府、則相公出迎、讀誦一返、因留而對話、々及方今天下緒侯在國割據、而奪取奉公衆及寺社本所領、而視我如視外人也、號令不行、侍左右者困窮莫奈之何、我今弱年、委政於伊勢、々々亦困窮獨不克、頻朝于茲矣、竊聞嗟嘆之、又壁上掛仁山甲冑之影并和歌裝束之影、以備珍膳、跪其前、以告予曰、我有所感、故祭之

と言つて、義高が弱年であり諸國亂れて、その號令が行はれずして

嗟嘆し、仁山の甲冑像と和歌贊之影とを掛けてその興復を祈つてゐることがある。この甲冑像は、どこのであるかは直接には記載してゐないが、縷々と述べてきた等持院本を借用してきたものであらうと推定しても誤りではないであらう。

かくて、等持院本に就いて少しく多言を弄しすぎたが、もう一つ、『蜷川家古記録之内拔書』(親元日記、文明)に、

一等持院殿御影御甲冑、御鎧紐、御馬河原毛、同一御束、御方御所様御拜見、蔭涼より被召寄、自貴殿以御使野依被仰之、御一覽已後、則被返遣之

と親元が記録してゐる内容は、義尙が仁山の甲冑と束帯との兩像を蔭涼軒から徴して一覽してゐる旨のやうであつて、これも、恐らくは、等持院本を蔭涼軒を経て轉借したものと解してよいのではなからうか。さうすれば、從來から甲冑像と常に相並んでゐたる他の俗體の一幅は、和歌の贊がある束帯像であつたことが推定せられる。

これに因んで、大澤長門守久守が記したる『言國卿雜記』(長享三、三・廿一)には、

尊氏御影之由被仰三位殿被召候也、カツチウノ御影ニ候也、別昏注置候也

とあるものは、どれであるか知らないが、當時京都に於いて甲冑像と言へば、殆んど等持院本を指してゐるやうであるから、或はこれもさうではなからうかとも想像せられるが、とにかく、一つの參考史料として附加する。

朝倉本 この最も流布してゐて仁山甲冑像の代表的なものを目せられてゐたる等持院本の他に、更に他の一幅があつた。即ち『室町家

御内書案』の中に、

祐阿爲御使被仰出、今度大覺寺御門跡越前より御上洛候時、從朝倉入道方、度苑院殿様御自筆之物一幅、大切并御感狀七通、備上覽之、將又等持院殿、(以下七十二字翻註)、ト一字也、様軍陣御影、一幅、青地錦御直垂、淺黃色御鎧、廿四さしたる御矢、重藤御弓、大クワカタ打タル御甲、栗毛ナル御馬ニ食ルフサカケラル、御ワラ、ンチ也、御影ノ上ニホウケウ院殿様御判居之、同掛御目候、此御影ヲハ致進上之由申之云々、仍御内書兩通可被成下候、御案文可渡調進之由被仰下候、何も被持下拜見させられ候也、隨而御案文則令調進上也(註一)

とあるのが、それであつて、朝倉教景が、その居國越前から大覺寺門跡に託して將軍義晴(多分、義晴で享祿頃であらうと思はれ、文明以前の教景ではないであらう。)に、仁山甲冑像を寄進するのである。

幸にして、委しい註記があるので、その圖柄なり服飾なりを詳知することが出来る。而して、これと等持院本とは、どのやうな相異があるかは細部に互つては言ひ得ないにしても、義詮花押のあることによつても、且又、越前にあつたといふことによつても、全く別本であつたことは明らかである。

乗福寺本 この二本に對して、『長防風土記』によつて周防乗福寺にも同じく甲冑像があつたことが知られ、それも、以上二本とは別本であることは言ふまでもない。(註二)

要するに、室町時代に於いて、常に著録されてゐる仁山甲冑像は等持院本であつて、その等持院本の形式こそ當代に於いて最も有力

な本様の像であり、また傳摸によつて普及化するとすれば、矢張りこの系統の像であることは想像に難くない。その形式の流布状態は不明であるにしても、それに對して朝倉本等の二本があつた。

いま三者の細別のこととはしばらく考慮の外において、その大まかな像容は、甲冑の騎馬像であるといふことを深く記憶しておかねばならない。

註一 朝倉教景から寄進されるのであるから足利將軍家本であらうが、傳來の意味でかりに朝倉本と呼んでおく。その寄進の案文は、

鹿苑院殿御自筆一幅、并代々戰功感狀等、披見候訖、尤無比類候、彌忠節可爲神妙、猶晴光可申候也

八月十九日 御判

朝倉彈正左衛門入道とのへ

等持院殿御壽像一幅到來、一段喜入候、猶晴光可申候也

八月十九日 御判

朝倉彈正左衛門入道とのへ

註二 乘福寺

等持院殿甲冑尊像一幅、預進申候、今度一亂中於帝都陣相尋候、爲武家湯仰異于他候段、定御存知之前候哉、不可有聊爾之儀、今條可爲肝要候、恐惶謹言

六月廿五日 弘弘御判

乘福寺侍者禪師

一筆令啓候、然者貴寺什物尊氏公甲冑尊像壹幅、先年壽徳院様御代、公儀御預り被成候、就夫右之什物、御差返被下候様ことの儀ニ付、一兩年已前御千部之時分御斷被仰出候得共、于今爲何御物音も無御様申候、彌右之什物被指返候様ニと被思召候ひ、御在國之内之儀御座候條、書付御調可被差出候、左候ハ、可致其沙汰候、爲其申入候、恐惶謹言

八月廿二日

乘福寺

完戸八郎左衛門

在判

五 地藏院本

室町時代の文獻に現はれる仁山甲冑像の輪廓を概説したから、ここで第三章の遺作と畫譜著録の仁山像に於いて概説したことを基礎として、兩者の結合關係、即ち遺作の傳仁山甲冑像なるものを文獻上の甲冑像に照合することによつて、果してそれが仁山の甲冑像として許され得るかどうかの根本問題に及ばねばならぬ。

まづ地藏院本を採り上げよう。

甲	著	朝倉本	地藏院本
鎧	紺絲	淺黃絲	なし
馬	河原毛	栗毛・フサカク	河原毛・赤フサカク
矢	不明	廿四さしたる	廿四さしたる
弓	不明	重籐	重籐
直垂	不明	青地錦	赤地金桐紋金襴
わらじ	不明	著	著

(但し馬の毛色は、朝倉本の栗毛も特殊の白栗毛と考ふれば、三者共通する。)

右の如く、三者共に、夫々に異同があつて、同一の裝束——姿態は別として——とは考へられないし、殊に致命的なことは、地藏院本は甲を著しないことである。随つて、確實な室町時代の仁山甲冑像に照して、地藏院本は、この點のみから言つても、仁山像であるといふ客觀的な條件を持つてゐないことになる。加ふるに地藏院本

を周ぐる傍證的な何一つの史料も見出し難いのであるからして、地藏院本身は、仁山像たるべき結論には到達し難いのであつて、ただ江戸時代末期以後の傳稱のみが、本像の仁山像たるべき唯一の條件である次第である。

そこで、翻つて、全く白紙の状態を以てこの地藏院本を再検討しなければならぬ。本圖を一見すれば、その像容の威嚴と言ひ服飾と言ひ、第一級の大将の行装を對象としたものであることは明らかである。殊に赤地の裂地に桐紋のある直垂と籠手の丸二紋とこそは、像主の身分を物語る確實な條件である。即ち桐紋は仁山が朝廷から下賜され、既に明徳頃には足利氏一門何れもこれを家紋にし、室町中期には其他の幕下の有力な武將も使用を許されたものである(沼田博士、日本紋章學参照)。この地藏院本の直垂の桐紋は家紋としての用法ではないが、それだけに、桐紋使用者の中でも、より有力な武將であることを想定せしめられるものであり、丸二紋も亦足利家の紋である。

こゝに併せて想ひ起すことは、長享元年九月十二日、九代將軍義尙が、時に年齒僅かに廿有三歳にして、六角高頼を征せんとして京都を出發して近江坂本の陣に進軍したことである。これは、當時にあつても最も著しい大行軍であつたからして、諸書がその時の状況を具さに記録してゐる。この戦に當つては、十五日には幕府が諸寺をして戦捷を祈願せしめ、廿四日には義尙は諸將をして近江觀音城に據れる六角高頼を攻めしめて甲賀城に遁走せしめてゐる。この戦況よりも、その時の義尙の京都進發の狀況が肝要なのであつて、こ

の時の義尙の姿態裝束として記録されてゐるものが、この地藏院本に描かれたる武將像と同じである。その有様は諸書に記載されてゐて、而かも幸にも甚だ詳細を極めてゐる。たてがみの黒い白馬たる川原毛から、服飾の細部に互つて、記録と地藏院本とを一々分類してその異同を考察することができるが、その何れの部面に於いても殆んど完全に合致する。勿論繪畫としての表現には多少の誇張があり、記録に傳ふるところも幾分の誤脱があるであらうが、しかし一つの事實を繪畫化するといふことを前提として、さてその寫實性の問題としての比較から言へば、これほどに一致するものは史上にその例をみない。その比較の經過を一々報告すべきであるが、その要を認めないほどに兩者が夫々に説明的役割を果してゐるのであつて、その本文は註として最後に引用したからして、宜しく圖版との比較を希望してやまない。かゝる裝束がこの義尙の江州出陣だけに限らないとか、或は將軍以外の足利家の一大將であるかも知れないとかの異論は、換言すれば足利將軍の出陣の姿態としての一般的な共通の姿であるかも知れないといふ慎重論は、歴史を知る者のさして省みることがらではないが、しかしその懸念に對しては、この時の義尙の出陣の裝束が特殊なものであつたといふことをあげて答ふべきである。即ち山科言國の傳ふる所がそれであつて、當代の武家裝束の權威者のいふその特殊な服制が、この地藏院本に合致することを注意しておかう。この結論を支持する他の傍證の細部に觸れるならば多くあるが、一二の主なることを掲げると、像主の壯年であると

いふことは、その時の義尙の廿三歳であつたことと一致する。而して、この進軍が一大盛儀であつたことは、夫々の記録が詳しくとられてゐるといふこと自身でも判かるし、また記録の内容が物語つてゐる如くに、義尙の威風は、「其御形體は神工も亦書き出すべからず、天下の壯觀これに過ぎざるはなかつた」ほどなので、萬人は何れもこれを拜觀するために早旦から路傍に佇つて拜送したのである。この盛儀こそ、この義尙の姿こそ描き留むべきものであらねばならぬ。描くことこそ當代の習慣であり規約であつた。

なほ又、義尙像として傳はる肖像は傳寫の中に、義尙その人の相似性からは遠ざかつてゐるであらうけれども、全くの異人を創造するまでには至つてゐないであらう。そしてその遺る一脈の相似性とこの地藏院に於ける面貌とは、決して背反すべき性質ではないことは、私説への一つの根據をなすに足るものである。

かくして生れたのが、この地藏院本にみる像容で、この地藏院の武將像こそは足利義尙の畫像、而かも恐らくは長享元年九月十二日京都進軍の記念的な容姿であつたのではなからうか。義尙はこの時以前には、重大な戦に出陣してゐないのであつて、爾來、征戦の中に年をおくり、その翌々延徳元年三月廿六日に、同じ近江の鉤の陣に於いて薨するのであるから、寫照といふことでは陣中に於いても可能であり、また應々あることであるが、記念的な製作といふ意味では、この初期の而かも最も華々しい時のものとして考へるのが、より自然であり妥當であらうと思はれるのである。

この地藏院本は江戸末期の畫譜や『尾張名所圖繪』にも「土佐光信筆にて、小具足馬上の繪像、その彩色の結構、容體の古雅なる、世に類なき畫幅」と激稱してゐるが如く、品質的にも名品の名に恥ぢないものである。その既に相當の剝落と褪色があるにしても、技法的には緻密精麗な最善の技術を施し、またその技術は、オーソドックスな畫法にあるものと認定せられる。一般寫照畫の範疇に於いては、どれと比肩したらよいか規準に困るのであるが、もう少し概念的に言ふならば、土佐派の中に理解せられるのが最も近い技法であると思はれる。しかしこれがその時の原本であるかは、題贊のないこと有力な否定の根據となるやうにも思はれるが、とにかくこの時に近きものとしなければならぬ。ところが、長母寺本はしかく古いものではないが、圖様は地藏院本と全く同形式で、畫上に夢窓國師の對仁山十三箇條の教訓が列記せられてゐる。そこでもし、以上の如き知識がないとすれば、これこそ地藏院本系統の出陣影を以て仁山その人の像であるとなすに足る有力史料となるかも知れない。或はかゝる根據を以て、地藏院本様が仁山に歸せしめられた傳稱が生じたのかも知れない。しかし、これは、むしろこの贊あることを以て逆用すべき性質のもので、仁山崇拜其他によつても、かゝる贊を生ずるし、またこの教訓は義詮にも傳へられた梅松論から發生するものであつて、これあるがために、像主の根據とすることはできない。

かくして、傳仁山像、いわゆる騎馬武者像と呼ばれてきた像主不

明の地藏院本はやがては足利義尙像、詳しくは足利義尙近江坂本出陣影と呼ばれるに至る日の来るであらうことを期待するものである。

註〔鹿苑日録〕

早晨看經罷、入門前常久力者宅、數僧相隨、奉觀征夷大將軍出陣行裝、五鼓鳴、頃時、一番々頭將十五六騎、步卒數百人、弓刀嚴肅、成列而進○中大將軍頭戴長烏帽子、額纏白絹子、被金襴袖細紋桐、負矢、脇太刀、握弓、騎馬河原毛、顧視左右而進、路人觀者皆合掌、再定天下安萬民之者、在斯哉々々々、喜而從者、勇而跳者、遮路呼喚、眞征東大將軍也○中略

〔蔭涼軒日録〕

天快晴、早且爲見物出于室町、五鼓之後御出陣（應）、被散御髮、御八口、御喉輪、小手、脛當、矢子、御弓重籐、赤地金襴鎧直垂、御刀御太刀、御馬河原毛、其御形躰神工亦不可畫出、天下壯觀莫過之、御伴衆不知其幾千萬人、就中結城七郎、廣澤左馬助、兩人儀形驚萬目、奉公衆悉御伴、大名一人亦不參、大將之先富樫介參、公家衆口日野殿、烏丸殿、廣橋殿、飛鳥井殿、藤中納言父子、善法寺、松梅院、山徒口等皆御伴、及晩、高山尾張守殿、細川淡路守殿、京兆先陳（應）、香河備中守等出陣（應）云々○下略

〔後法興院政家記〕

已刻許、武將進發、坂本彼岸所爲陣屋云々、於路頭余密々令見物○中次武將赤地金襴直垂、小具足等、帶弓○下被亂髮、ナシウチ烏帽子略

〔長興宿禰記〕

今日室町殿右大將權大納言征夷將軍、江州御進發、午刻御出、著鎧直垂紅金襴、梨打烏帽子給、御乘馬川原毛、令負箭給、御弓シケ、○下トウ略

〔お湯どの日記〕

けさたつのこくに、さかもとへ御たちある○中よるいひたゞれともにて、ともの物ともくそくなときる○中略

〔久守記〕 長享二・三・廿三

一小笠原播州申之、ヨロイヒタ、レキ、ヤヲ、フ時ハク、リノヲ、ユウヤウアリト也、ウワヲヒヒキテノコトナリ、比興曲事袖ヲサムルヤウ在之

一今度公方様御陣立、ヨロイヒタ、レアカチノキンラン心ヘカタシ、ニシキニテ子細候、雖然内々又ハ色ヲカヘテハ、キンランニテモ御沙汰候敷一公方シコノヤ數十六、四タウノハ四キリフ、四ヤマトリ、四ハチクマニテモ、ツルニテモツルノ本白皆ヤマトリノヲ在之ウハチクマニ

一手綱腹帶ムラサキニソメラル

一御扇出陣面アカク日キンハク十二星シヤウ、裏アラク月星シロハク七シヤウ也

この時の記述は其他數多くあるが一々を掲げる必要は既になく、以上で充分であると思はれるから省略する。閣本久守記の手記は小野晃嗣氏の教示を得たことを深謝す。